

 取組概要

- 防災会議の8号委員に積極的に女性を登用することで、女性委員の割合40%以上を実現

取組のきっかけ 『防災会議への女性の参画を強化したい！』

「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、附属機関の委員の構成は男女別の委員の数が均衡するよう努めるよう規定し、どちらかの性別が4割を切らないように運用している。

しかし、災害対策基本法第15条で防災会議委員の職指定(いわゆる「充て職」)があること、また、指定されている職(組織の長)には女性が少ないことから、防災会議においては目標を達成することが難しい状況だった……



職位等に関わらず委員に任命できる8号委員に女性の消防団員など関係団体の女性を選定することで、防災会議の女性比率40%以上を実現。

会議や研修の場での女性の発言から、男性だけでは気づきにくい視点を学び、男女共同参画や多様な視点から防災対策を進めていくことを目指そう！



事例12 「条例で防災会議委員の男女比率の均衡を既定し、女性の参画を実現！」 鳥取県

【取組概要】

- 防災会議(※1)の8号委員(※2)に積極的に女性を登用することで、女性委員の割合40%以上を実現しました。

【取組のきっかけ】

- 「鳥取県男女共同参画推進条例」(※3)を制定し、条例で定められている委員の構成は男女別の委員の数が均衡するよう努めるよう規定されました。そのため、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の40%以上にする(10分の4未満であってはならない)ように運用しています。
- しかし、災害対策基本法第15条で防災会議の委員の職指定(いわゆる「充て職」)があること、また、指定されている職(組織の長)に女性が少ないことから、防災会議においては目標を達成することが難しい状況でした。
- そこで、職位等に関わらず、委員に任命できる8号委員に女性の消防団員など関係団体の女性を選定することで、防災会議の女性比率40%以上を実現することができました。
- 会議や研修の場での女性の発言から、男性だけでは気づきにくい視点を学び、男女共同参画や多様な視点から防災対策を進めていくことを目指しています。

※1「防災会議」は、災害対策基本法第14条の規定に基づき設置される会議で、鳥取県では「鳥取県防災会議」を設置し、地域防災計画に基づく防災対策の推進及び市町村・防災関係機関との連絡調整を行っている。<https://www.pref.tottori.lg.jp/31586.htm>

※2「8号委員」は、災害対策基本法(第15条第5項第8号)で、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者と定められている。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223>

※3「鳥取県男女共同参画推進条例」は、平成12年12月に制定し、条例に基づいた男女共同参画計画を策定し、県民、事業者のみなさんと連携して、市町村の男女共同参画推進にも協力しながら、県民一体となって男女共同参画を推進していくこととしています。

https://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00001067.html

1 防災会議の8号委員への女性の登用を増やし、女性の参画を実現！

男女共同参画推進条例

1. 防災会議を含む県審議会等の構成員の割合の基準が定められている

→ こんないいことがあった！

女性委員の選定

2. 8号委員は職位等に関わらず、防災組織に関係する方や学識経験者の方など、地域で活躍する方を任命できるため、**8号委員を中心に女性を選定**するようにした

→ こんないいことがあった！

3. 防災に関する知識や意欲のある女性に委員として防災会議へ加わっていただくために、**関係団体や関係課に聞きながら適任者の情報を収集**している

→ こんないいことがあった！

防災会議において、**女性を含む多様な構成員の参画を実現できる仕組み**になっている！

委員全体の**40%以上が女性**になった！

女性の視点を含めて考えるマインドに！

女性の消防団員や国際交流に取り組まれている方、旅館の女将、保育園の園長など、幅広い分野で活躍する女性を委員として選定できた！

コラム 防災備蓄品目に女性の視点を反映

鳥取県では、県と市町村で備蓄する品目を分担する「連携備蓄」の仕組みを設けています。市町村が女性の視点を踏まえた災害対応ができるよう、連携備蓄品目に女性の視点を反映させ、備蓄品の内容を充実させています。過去の災害では、市町村が開設した避難所で、開設当初からトイレに生理用品が設置されました！

①防災会議の8号委員への女性の登用を増やし、女性の参画を実現！

<男女共同参画推進条例>

1. 県の男女共同参画推進条例では、防災会議を含む県審議会等の構成員の割合の基準が定められており、どちらかの性別が4割を切らないように運用されています。これにより、防災会議において、女性を含む多様な構成員の参画を実現できる仕組みになっています。

<女性委員の選定>

2. 有識者等のうち、知事が任命する8号委員は職位等に関わらず、防災組織に関係する方や学識経験者の方などの地域で活躍する方を委員に任命できます。このため、8号委員を中心に女性を選定するようになったところ、現在8号委員の女性が10人となり、委員全体の40%以上が女性になりました。
3. 防災会議委員候補者の選定にあたり、防災に関する知識や意欲のある女性に委員として防災会議へ加わっていただけるよう、危機管理部局が関係団体や関係課に聞きながら適任者に関する情報を収集しています。このため、女性の消防団員や、国際交流に取り組まれている方、旅館の女将、保育園の園長など、幅広い分野で活躍する女性を委員として選定することができました。防災会議の場に女性委員が多いことで、女性の視点を含めて考えるマインドが作られています。

～女性委員の一例～

- ・ 女性防災クラブメンバー
- ・ 消防団(女性分団)団員
- ・ 国際交流に取り組まれている方(外国人避難者の対応や通訳など)
- ・ 旅館の女将(旅館を避難所として使用)
- ・ 栄養士(災害時の食事の栄養管理など)
- ・ 助産師
- ・ 民生児童委員
- ・ 保育園の園長(乳幼児のニーズや育児の視点、緊急招集・避難時の託児などの協力) 等